

栃木県監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年11月1日

栃木県監査委員 五十嵐 清
同 山形 修治
同 金井 弘行
同 石崎 均

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
那須農業振興事務所（那須広域ダム管理支所）	平成28年7月22日	工事事務のうち、農村振興総合整備事業費に係る鋼橋製作架設工事の設計積算において、重建設機械の輸送等に要する運搬費の計上区分を誤ったため、設計額が過大となっているものが1件642千円あった。	設計積算に当たっては、積算基準に従い適正に処理すべく、職員への周知徹底を図るとともに、複数職員によるチェック体制を一層強化するなど、適正な事務執行に努めます。
企業局	平成28年7月12日	収入・支出事務のうち、退職手当の支出において、支給不足となっているものが1件1,308,618円あった。	指摘を受けた退職手当の支給不足については、速やかに追加支給しました。 支給不足の原因となった入力ミスの再発防止策として、企業会計システムの入力画面を改善しました。 引き続き、事務担当者間によるチェックを徹底し、適正な会計処理に努めます。